

## A 喀痰吸引等の制度に関すること

No.	区分①	区分②	【Q】	【A】
A21	登録研修機関	履修免除	通知の中で介護福祉士養成学校の卒業者に関する記述が2項目あるが(P.18 法第40条第2項第1号から第3号まで若しくは第5号の規程に基づく養成施設若しくは学校又は同項第4号の規程に基づく高等学校若しくは中等教育学校)、この2つの違いはなにか。	介護福祉士養成学校において、H24年度から喀痰吸引等の医療的ケアに関する科目がカリキュラムに加わることになるが、この養成課程では、基本研修までは修了必須としているが、実地研修までは必須としていないため、修了した段階ごとに免除される範囲を規定したところ。
A22	登録研修機関	履修免除	H24年度より開始される介護職員の実務者研修を修了した者、又はH27年度以降に介護福祉士の養成課程を卒業したものは、その授業の中で喀痰吸引等の医療的ケアについて学習しているが、これらの者が介護福祉士国家試験に合格する前に、介護職員として喀痰吸引等の業務を行う場合はどのように認定特定行為業務従事者として認定することになるのか。法附則第4条では、認定される条件として「都道府県知事から認定を受けた者が行う研修の課程を修了したものと」されている。	養成学校も登録研修機関として登録し、当該課程の修了をもって、登録研修機関としての修了証明書を発行できるようにしていただく必要がある。
A23	介護福祉士	経過措置	H27年4月1日以前に介護福祉士の登録を受けたものが喀痰吸引を行うことができる介護福祉士として登録を受けるためには、改正法附則第13条第3項において指定研修課程を修了することとの定めがあるが、この指定研修課程とはどのようなものか。	今後、告示等でお示しする予定。
A24	認定特定行為業務従事者	様式	平成23年12月9日付事務連絡で送付された喀痰吸引等業務の登録申請等に係る参考様式の中で、認定特定行為業務従事者の申請に係る様式5-1、5-2、7、17-1、17-2、17-4において、申請者の本籍(国籍)を記入もしくは届出させるようになっており、また認定特定行為業務従事者認定証登録簿(様式6)でも本籍(国籍)を管理するような様式になっているが、本籍(国籍)を届け出させ、管理する意図は何か。 申請者の本籍(国籍)は、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(昭和62年厚生省令第49号)第5条に規定する届出事項とはなっておらず、個人情報の収集は最小限とすべきと考えるため、県の判断で申請者の本籍(国籍)を届出させないこととして差し支えないか。	認定特定行為業務従事者の認定証や登録事項は介護福祉士資格と横並びとし、本人確認を行う情報の一つとして「本籍地」を記載する例を提示したところ。 しかし、本籍地は法令に規定されているものではなく、また今回の様式は参考様式のため、法令で定める必要最低限の登録・申請事項が網羅されていれば、その他の部分は各都道府県において修正などして差し支えない。
A25	登録喀痰吸引等事業者	申請	特別養護老人ホーム併設の短期入所生活介護の場合、人員基準上一体的な配置が認められているが、こうした場合についても、事業所毎に登録申請を行わなければならないか。また、空床利用の場合はどうか。	併設する施設であっても対象者が異なる場合は、その業務内容が異なることから、事業所ごとに申請を行うこととする(対象者が同一になる場合は併設施設を合わせた申請としても差し支えない)。ただし、人員配置基準は一体的となっていることから、申請書以外の書類(職員の名簿や適合書類等)については、一本化しても差し支えない。
A26	登録喀痰吸引等事業者	様式	添付書類として法第48条の5第1号各号に掲げる要件に適合することを証する書類(①医療関係者との連携策、②安全・適正措置)について、今後国において例示されることはないのか。	今後、お示しする予定。